

指導検査基準（指定介護予防訪問介護事業）

事 項	基本的な考え方及び観点	根拠法令	確認書類等
第1 基本方針	<p>1 基本方針</p> <p>指定介護予防訪問介護の事業は、利用者が要介護状態となった場合、可能な限り居宅において、その有する能力に応じ自立した日常生活を営むことができるよう、入浴、排せつ、食事の介護その他の生活全般にわたる援助を行うものとなっているか。</p>	<p>法第73条第1項 都条例第112号第4条</p>	<ul style="list-style-type: none"> ・ 運営規程 ・ パンフレット等
第2 人員に関する基準	<p>1 訪問介護員等の員数</p> <p>指定介護予防訪問介護事業者が指定介護予防訪問介護事業所ごとに置くべき訪問介護員等の員数は常勤換算方法で、2.5 以上となっているか。</p> <div style="border: 1px solid black; border-radius: 15px; padding: 10px; margin: 10px 0;"> <p>なお、指定介護予防訪問介護事業者が指定介護予防訪問介護事業者の指定を併せて受け、かつ、これらの各事業が同一の事業所において一体的に運営されている場合は、指定居宅サービス等基準条例第5条第1項に規定する人員に関する基準を満たすことをもって、条例第112号第5条第1項に規定する基準を満たすものとみなすことができる。</p> </div> <p>2 サービス提供責任者</p> <p>(1) 各指定介護予防訪問介護事業所において、常勤の訪問介護員等のうち、利用者(当該指定介護予防訪問介護事業者が指定訪問介護の指定を受け、かつ、指定介護予防訪問介護の事業と指</p>	<p>法第74条第1項 都条例第112号第5条第1項・第2項 都規則第142号第3条第1項第1号</p> <p>都規則第142号第3条第1項第2号</p>	<ul style="list-style-type: none"> ・ 職員の勤務状況がわかる書類（出勤簿、タイムカード、勤務スケジュール表等） ・ サービス提供の具体的記録 ・ 雇用契約書、履歴書等 ・ 介護職員基礎研修修了証明書、訪問介護員養成研修修了証明書、又は介護福祉士登録証、看護師・准看護師・保健師登録証 ・ 職員の勤務状況がわかる書類（出勤簿、タイムカード、勤務スケジュール表等） ・ 雇用契約書、履歴書等

<p>定訪問介護の事業とが同一の事業所において一体的に運営される場合は、当該事業所における指定介護予防訪問介護及び指定訪問介護の利用者をいう。以下この条において同じ。)の数が40又はその端数を増すごとに1人以上の者をサービス提供責任者としているか。</p>		<p>・介護職員基礎研修修了証明書、訪問介護員養成研修修了証明書、又は介護福祉士登録証、看護師・准看護師・保健師登録証</p>
<p>この場合、当該サービス提供責任者の員数については、利用者の数に応じて常勤換算の方法によることができる。利用者の数については、前3月の平均を用いる。</p> <p>また、当該事業所が提供する指定訪問介護のうち、通院等乗降介助に該当するもののみを利用した者の当該月における利用者の数については、0.1人として計算する。</p> <p>さらに、管理者がサービス提供責任者を兼務することは差し支えない。</p> <p>なお、指定介護予防訪問介護事業者が指定訪問介護事業者の指定を併せて受け、かつ、これらの各事業が同一の事業所において一体的に運営されている場合は、指定居宅サービス等基準条例第5条第1項に規定する人員に関する基準を満たすことをもって、条例第112号第5条第1項に規定する基準を満たすものとみなすことができる。</p>	<p>都規則第142号第3条第2項 施行要領第四の一 (第三の一の1の(2)の①参照)</p> <p>都条例第112号第5条第2項</p>	
<p>(2) 常勤換算方法とする事業所</p> <p>利用者の数が40名を越える事業所については、常勤換算方法とすることができる。利用者の数に応じて常勤換算方法よる場合は、以下のいずれかに該当するサービス提供責任者を配置しているか。</p>	<p>施行要領第四の一 (第三の一の1の(2)の②参照)</p>	

- イ 利用者の数が 40 人を超える事業所
利用者の数を 40 で除して得られた数（小数第 1 位に切り上げた数）以上
- ロ 利用者の数が 40 人超 200 人以下の事業所
常勤換算方法としない場合に必要となるサービス提供責任者の員数から一を減じて得られる数以上
- ハ 利用者の数が 200 人超の事業所
常勤換算方法としない場合に必要となるサービス提供責任者の員数に 2 を乗じて 3 で除して得られた数（1 の位に切り上げた数）以上

なお、サービス提供責任者として配置することのできる非常勤職員については、当該事業所における勤務時間が、当該事業所において定められている常勤の訪問介護員等が勤務すべき時間数（32 時間を下回る場合は 32 時間を基本とする。）の 2 分の 1 以上に達している者でなければならない。

(3) サービス提供責任者は、常勤で専ら介護予防訪問介護事業の職務に従事する者であって、以下のいずれかに該当するか。

- ①介護福祉士
- ②介護職員基礎研修を修了した者
- ③訪問介護員養成研修 1 級課程を修了した者
- ④介護職員初任者研修課程を修了した者であって、3 年以上介護等の業務に従事した者
- ⑤看護職員（看護師、准看護師、保健師）

都規則第142号第3条
第3項
施行要領第四の一
(第三の一の1の(2)
の③参照)
平24厚労告第118号
施行規則第22条の23
第1項
12福地人675「訪問介

<p>第3 設備に関する基準</p>	<p>ただし、利用者に対する指定介護予防訪問介護の提供に支障がない場合は、同一敷地内にある指定定期巡回・随時対応型訪問介護看護事業所又は指定夜間対応型訪問介護事業所の職務に従事することができる。</p> <p>3 管理者</p> <p>指定介護予防訪問介護事業者は、指定介護予防訪問介護事業所ごとに専らその職務に従事する常勤の管理者を置いているか。</p> <p>ただし、指定介護予防訪問介護事業所の管理上支障がない場合は、当該指定介護予防訪問介護事業所の他の職務に従事し、又は同一敷地内にある他の事業所、施設等の職務に従事することができる。</p>	<p>「護員の具体的な範囲について」(都通知)</p>	
	<p>1 設備及び備品等</p> <p>(1) 指定介護予防訪問介護事業所には、事業の運営を行うために必要な広さを有する専用の区画が設けられているか。</p> <p>(2) 事務室又は区画については、利用申込の受付、相談等に対応するのに適切なスペースが確保されているか。</p> <p>(3) 指定介護予防訪問介護事業所には、指定介護予防訪問介護の提供に必要な設備及び備品等が備えられているか。特に、手指を洗浄するための設備等感染症予防に必要な設備等に配慮しているか。</p> <p>なお、指定訪問介護事業者が指定介護予防訪問介護</p>	<p>都条例第112号第6条第1項・第2項 施行要領第四の一(第三の一の1の(3)参照)</p> <p>法第74条第2項 都条例第112号第7条第1項 施行要領第四の一(第三の一の2の(1)・(2)・(3)参照)</p> <p>都条例第112号第7条</p>	<p>・常勤、非常勤職員の員数がわかる職員名簿等</p> <p>・職員の勤務状況がわかる書類(出勤簿、タイムカード、勤務スケジュール表等)</p> <p>・事業所の平面図</p> <p>・設備、備品台帳</p> <p>・机、椅子、電話</p> <p>・手指洗浄設備等</p> <p>・レンタル契約書</p>

<p>第4 運営に関する基準</p>	<p>事業者の指定を併せて受け、かつ、これらの各事業が同一の事業所において一体的に運営される場合については、指定居宅サービス等基準条例第7条第1項に規定する設備及び備品等を備えることをもって、条例第112号第7条第1項に規定する設備及び備品等を備えているものとみなすことができる。</p> <p>1 管理者及びサービス提供責任者の責務</p> <p>(1) 指定介護予防訪問介護事業所の管理者は、当該指定介護予防訪問介護事業所の従業者及び業務の管理を、一元的に行っているか。</p> <p>(2) 指定介護予防訪問介護事業所の管理者は、当該指定介護予防訪問介護事業所の従業者に、基準の「第2章 介護予防訪問介護」の規定を遵守させるため必要な指揮命令を行っているか。</p> <p>(3) サービス提供責任者は、条例第40条の「介護予防訪問介護計画の作成」に規定する業務のほか、次に掲げる業務を行っているか。</p> <p>①指定介護予防訪問介護の利用の申込みに係る調整をする。</p> <p>②利用者の状態の変化やサービスに関する意向を定期的に把握する。</p> <p>③サービス担当者会議への出席等により、介護予防支援事業者等と連携を図る。</p> <p>④訪問介護員等（サービス提供責任者を除く。以下この項において同じ。）に対し、具体的な援助目標及び援助内容を指示するとともに、利用者の状況についての情報を伝達する。</p> <p>⑤訪問介護員等の業務の実施状況を把握する。</p>	<p>第2項</p> <p>都条例第112号第8条第1項・第2項・第3項施行要領第四の一（第三の一の3の(1)参照)</p>	<ul style="list-style-type: none"> ・ 組織図、組織規程 ・ 運営規程 ・ 職務分担表、業務報告書、業務日誌等 ・ 組織図、組織規程、辞令等 ・ 業務日誌等 ・ 運営規程 ・ 訪問介護計画書 ・ サービス利用票 ・ 利用者に関する記録 ・ 居宅介護支援経過 ・ サービス担当者会議の要点 ・ サービス担当者への照会(依頼)内容 ・ 相談、助言を記録した書類等 ・ 職務分担表、業務報告書、業務日誌等 ・ 職場内研修等の実施記録 ・ サービス利用票 ・ 利用者に関する記録
--------------------	----------------------------------------------------------------------------------------------------------------------------------------------------------------------------------------------------------------------------------------------------------------------------------------------------------------------------------------------------------------------------------------------------------------------------------------------------------------------------------------------------------------------------------------------------------------------------------------------------------------------------------------------------------------------------	----------------------------------------------------------------	-----------------------------------------------------------------------------------------------------------------------------------------------------------------------------------------------------------------------------------------------------------------------------------------------------------------------------------------------------------------------------------------------------------------------------

- ⑥訪問介護員等の能力や希望を踏まえた業務管理を実施する。
- ⑦訪問介護員等に対する研修、技術指導等を実施する。
- ⑧その他サービス内容の管理について必要な業務を実施する。

この場合、複数のサービス提供責任者を配置する指定介護予防訪問介護事業所において、サービス提供責任者間での業務分担を行うことにより、指定訪問介護事業所として当該業務を適切に行うことができているときは、必ずしも1人のサービス提供責任者が当該業務の全てを行う必要はない。

2 運営規程

指定介護予防訪問介護事業者は、指定介護予防訪問介護事業所ごとに、次に掲げる事業の運営についての重要事項に関する規程を定めているか。

- ①事業の目的及び運営の方針
- ②従業者の職種、員数及び職務の内容
- ③営業日及び営業時間
- ④指定介護予防訪問介護の内容及び利用料その他の費用の額
- ⑤通常の事業の実施地域
- ⑥緊急時等における対応方法
- ⑦その他運営に関する重要事項

3 介護等の総合的な提供

指定介護予防訪問介護事業者は、指定介護予防訪問介護の事業の運営に当たっては、入浴、排せつ、食事等の介護又は調理、洗濯、掃除等の家事を常に総合的に提供するものとし、介護等

都条例第112号第9条
施行要領第四の一
(第三の一の3の(2)
参照)

都条例第112号第10
条
施行要領第四の一

- ・ 運営規程、重要事項説明書、契約書。
契約書別紙等
- ・ 指定申請及び変更届(写)
- ・ 緊急時等における対応マニュアル

- ・ 就業規則
- ・ 運営規程
- ・ 雇用契約書

<p>のうち特定の援助に偏ることがないか。</p>	<p>(第三の一の3の(3)参照)</p>	<ul style="list-style-type: none"> ・勤務表 ・勤務表（原則として月ごと）
<p>4 勤務体制の確保等</p>		
<p>(1) 指定介護予防訪問介護事業者は、利用者に対し適切な指定訪問介護を提供できるよう、指定介護予防訪問介護事業所ごとに、訪問介護員等の勤務の体制を定めているか。</p>	<p>都条例第112号第11条第1項</p>	<ul style="list-style-type: none"> ・雇用契約書 ・勤務表
<p>(2) 指定介護予防訪問介護事業所ごとに、原則として月ごとの勤務表を作成し、訪問介護員等については、日々の勤務時間、職務の内容、常勤・非常勤の別、管理者との兼務関係、サービス提供責任者である旨等を明確にしているか。</p>	<p>施行要領第四の一 (第三の一の3の(4)の①参照)</p>	
<p>(3) 指定介護予防訪問介護事業者は、指定介護予防訪問介護事業所ごとに、当該指定介護予防訪問介護事業所の訪問介護員等によって指定訪問介護を提供しているか。</p>	<p>都条例第112号第11条第2項</p>	
<p>(4) 指定介護予防訪問介護事業者は、訪問介護員等の資質の向上のために、その研修の機会を確保しているか。</p>	<p>都条例第112号第11条第3項</p>	<ul style="list-style-type: none"> ・研修受講修了証明書 ・職場内研修等の実施記録
<p>5 内容及び手続の説明及び同意</p>		
<p>(1) 指定介護予防訪問介護事業者は、指定介護予防訪問介護の提供の開始に際し、あらかじめ、利用申込者又はその家族に対し、運営規程の概要、訪問介護員等の勤務の体制その他の利用申込者のサービスの選択に資すると認められる重要事項を記した文書を交付して説明を行い、当該提供の開始について利用申込者の同意を得ているか。</p>	<p>法第74条第2項 都条例第112号第12条第1項 施行要領第四の一 (第三の一の3の(5)参照)</p>	<ul style="list-style-type: none"> ・運営規程、重要事項説明書、契約書、契約書別紙等 ・利用申込書 ・同意に関する記録
<p>(2) 文書は、わかりやすいものとなっているか。</p>		<ul style="list-style-type: none"> ・指導等に関する記録

<p>6 提供拒否の禁止</p> <p>指定介護予防訪問介護事業者は、正当な理由なく指定介護予防訪問介護の提供を拒んではいないか。</p>	<p>都条例第112号第13条</p>	<ul style="list-style-type: none"> ・利用申込受付簿等
<p>7 サービス提供困難時の対応</p> <p>指定介護予防訪問介護事業者は、当該指定介護予防訪問介護事業所の通常の事業の実施地域等を勘案し、利用申込者に対し自ら適切な指定介護予防訪問介護を提供することが困難であると認めた場合は、当該利用申込者に係る居宅介護支援事業者への連絡、適当な他の指定介護予防訪問介護事業者等の紹介その他の必要な措置を速やかに講じているか。</p>	<p>都条例第112号第14条 施行要領第四の一 (第三の一の3の(7)参照)</p>	<ul style="list-style-type: none"> ・サービス提供依頼書 ・相談記録、他事業者等への紹介記録
<p>8 受給資格等の確認</p>		
<p>(1) 指定介護予防訪問介護事業者は、指定介護予防訪問介護の提供の開始に際し、利用者の提示する被保険者証によって、被保険者資格、要介護認定の有無及び要介護認定の有効期間を確認しているか。</p>	<p>都条例第112号第15条第1項 施行要領第四の一 (第三の一の3の(8)の①参照)</p>	<ul style="list-style-type: none"> ・サービス提供票 ・利用者に関する記録(被保険者証の写)
<p>(2) 指定介護予防訪問介護事業者は、被保険者証に、認定審査会意見が記載されているときは、当該認定審査会意見に配慮して、指定介護予防訪問介護を提供するよう努めているか。</p>	<p>都条例第112号第15条第2項 施行要領第四の一 (第三の一の3の(8)の②参照)</p>	
<p>9 要支援認定の申請に係る援助</p>		
<p>(1) 指定介護予防訪問介護事業者は、要支援認定の申請をしていないことにより要支援認定を受けていない利用申込者に対しては、当該利用申込者の意思を踏まえて速やかに当該申請が行われるよう必要な援助を行っているか。</p>	<p>都条例第112号第16条第1項 施行要領第四の一 (第三の一の3の(9)の①参照)</p>	<ul style="list-style-type: none"> ・利用者に関する記録

<p>(2) 指定介護予防訪問介護事業者は、介護予防支援（これに相当するサービスを含む。）が利用者に対して行われていない等の場合であって必要と認めるときは、要支援認定の更新の申請が、遅くとも当該利用者が受けている要支援認定の有効期間が終了する 30 日前にはなされるよう、必要な援助を行っているか。</p>	<p>都条例第112号第16条第2項 施行要領第四の一 (第三の一の3の(9)の②参照)</p>	<ul style="list-style-type: none"> ・利用者に関する記録
<p>10 心身の状況等の把握</p> <p>指定介護予防訪問介護事業者は、指定介護予防訪問介護の提供に当たっては、利用者に係るサービス担当者会議等を通じて、利用者の心身の状況、置かれている環境、他の保健医療サービス又は福祉サービスの利用状況等の把握に努めているか。</p>	<p>都条例第112号第17条</p>	<ul style="list-style-type: none"> ・利用者に関する記録 ・介護予防支援経過 ・サービス担当者会議の要点 ・サービス担当者に対する照会(依頼)内容
<p>11 介護予防支援事業者等との連携</p>		<ul style="list-style-type: none"> ・情報提供に関する記録
<p>(1) 指定介護予防訪問介護事業者は、指定介護予防訪問介護の提供に当たっては、介護予防支援事業者その他保健医療サービス又は福祉サービスを提供する者との密接な連携に努めているか。</p>	<p>都条例第112号第18条第1項</p>	
<p>(2) 指定介護予防訪問介護事業者は、指定介護予防訪問介護の提供の終了に際しては、利用者又はその家族に対して適切な指導を行うとともに、当該利用者に係る介護予防支援事業者に対する情報の提供及び保健医療サービス又は福祉サービスを提供する者との密接な連携に努めているか。</p>	<p>都条例第112号第18条第2項</p>	<ul style="list-style-type: none"> ・利用者に関する記録
<p>12 介護予防サービス費の受給の援助</p>		
<p>指定介護予防訪問介護事業者は、指定介護予防訪問介護の提供の開始に際しては、利用申込者が施行規則第83条の9各号のいずれにも該当しないときは、当該利用申込者又はその家族に対し、介護予防サービス計画の作成を介護予防支援事業者に依頼</p>	<p>都条例第112号第19条 施行要領第四の一 (第三の一の3の(10))</p>	<ul style="list-style-type: none"> ・(利用者の届出書) ・介護予防サービス計画書 (1) (2)

<p>する旨の区市町村への届出等により、介護予防サービス費の受給が可能になる旨の説明、介護予防支援事業者に関する情報の提供その他の介護予防サービス費の受給のための必要な援助を行わなければならない。</p>	<p>参照)</p>	
<p>13 介護予防サービス計画に沿ったサービスの提供</p> <p>指定介護予防訪問介護事業者は、介護予防サービス計画が作成されている場合は、当該計画に沿った指定介護予防訪問介護を提供しているか。</p>	<p>都条例第112号第20条</p>	<ul style="list-style-type: none"> ・ 介護予防サービス計画書 (1) (2) ・ 週間サービス計画表 ・ 介護予防訪問介護計画書 ・ サービス提供票
<p>14 介護予防サービス計画等の変更の援助</p> <p>指定介護予防訪問介護事業者は、利用者が介護予防サービス計画の変更を希望する場合は、当該利用者に係る介護予防支援事業者への連絡その他の必要な援助を行っているか。</p>	<p>都条例第112号第21条 施行要領第四の一 (第三の一の3の(11) 参照)</p>	<ul style="list-style-type: none"> ・ 利用者に関する記録 (変更があったかの確認) ・ サービス計画表 ・ サービス提供票
<p>15 身分を証する書類の携行</p> <p>(1) 指定介護予防訪問介護事業者は、訪問介護員等に身分を証する書類を携行させ、初回訪問時及び利用者又はその家族から求められたときは、これを提示すべき旨を指導しているか。</p> <p>(2) 証書等には、当該指定介護予防訪問介護事業所の名称、当該訪問介護員等の氏名を記載しているか。</p>	<p>都条例第112号第22条 施行要領第四の一 (第三の一の3の(12) 参照)</p>	<ul style="list-style-type: none"> ・ 実態確認 ・ 就業規則 ・ 業務マニュアル ・ 研修マニュアル ・ 身分を証明する書類 (身分証、名札等)
<p>16 サービスの提供の記録</p> <p>(1) 指定介護予防訪問介護事業者は、指定介護予防訪問介護を提供した際には、当該指定介護予防訪問介護の提供日及び内容、当該指定介護予防訪問介護について法第 53 条第 4 項の規定に</p>	<p>都条例第112号第23条第1項 施行要領第四の一</p>	<ul style="list-style-type: none"> ・ サービス提供票、別表 ・ 介護予防サービス計画 ・ 介護予防訪問介護記録

<p>より利用者に代わって支払を受ける介護予防サービス費の額 その他必要な事項を、当該利用者に係る介護予防サービス計画 を記載した書面又はこれに準ずる書面に記載しているか。</p>	<p>(第三の一の3の(13) の①参照)</p>	
<p>(2) 指定介護予防訪問介護事業者は、指定介護予防訪問介護を提 供した際には、提供したサービスの具体的な内容等を記録する とともに、利用者からの申出があった場合には、文書の交付そ の他適切な方法により、当該事項に係る情報を当該利用者に対 して提供しているか。</p>	<p>都条例第112号第23 条 施行要領第四の一 (第三の一の3の(13) の②参照)</p>	<ul style="list-style-type: none"> ・ サービス提供票、別表 ・ 介護予防訪問介護記録
<p>17 利用料等の受領</p>		
<p>(1) 指定介護予防訪問介護事業者は、法定代理受領サービスに該 当する指定介護予防訪問介護を提供した際には、利用者から利 用料の一部として、当該指定介護予防訪問介護に係る介護予防 サービス費用基準額から当該指定介護予防訪問介護事業者に 支払われる介護予防サービス費の額を控除して得た額の支払 を受けているか。</p>	<p>都条例第112号第24 条第1項 施行要領第四の一 (第三の一の3の(14) の①参照)</p>	<ul style="list-style-type: none"> ・ サービス提供票、別表 ・ 領収書控
<p>(2) 指定介護予防訪問介護事業者は、法定代理受領サービスに該 当しない指定訪問介護を提供した際に利用者から支払を受け る利用料の額と、指定介護予防訪問介護に係る介護予防サービ ス費用基準額との間に、不合理な差額が生じないようにしてい るか。</p>	<p>都条例第112号第24 条第2項 施行要領第四の一 (第三の一の3の(14) の②参照)</p>	<ul style="list-style-type: none"> ・ 運営規程 (利用料その他の費用の確認) ・ サービス提供票、別表 ・ 領収証控
<p>(3) 指定介護予防訪問介護事業者は、(1)及び(2)の支払を受ける 額のほか、利用者の選定により通常の事業の実施地域以外の地 域の居宅において指定介護予防訪問介護を行う場合は、それに 要した交通費の額以外の支払を利用者から受けていないか。</p>	<p>都条例第112号第24 条第3項 施行要領第四の一 (第三の一の3の(14) の③参照)</p>	<ul style="list-style-type: none"> ・ 重要事項説明書 ・ 運営規程 (実施区地域の確認) ・ 領収証控 ・ 車両運行日誌 ・ 説明文書
<p>(4) 指定介護予防訪問介護事業者は、(3)の費用の額に係るサー</p>	<p>都条例第112号第24</p>	<ul style="list-style-type: none"> ・ 利用申込書

<p>ビスの提供に当たっては、あらかじめ、利用者又はその家族に対し、当該サービス内容及び費用について説明を行い、利用者の同意を得ているか。</p>	<p>条第4項</p>	<ul style="list-style-type: none"> ・ 同意書
<p>18 保険給付の請求の申請に必要となる証明書の交付</p> <p>指定介護予防訪問介護事業者は、法定代理受領サービスに該当しない指定介護予防訪問介護に係る利用料の支払を受けた場合は、当該指定介護予防訪問介護の内容、費用の額その他必要と認められる事項を記載したサービス提供証明書を利用者に交付しているか。</p>	<p>都条例第112号第25条 施行要領第四の一 (第三の一の3の(15)参照)</p>	<ul style="list-style-type: none"> ・ サービス提供証明書(控) (介護給付明細書代用可)
<p>19 同居家族に対するサービス提供の禁止</p> <p>指定介護予防訪問介護事業者は、訪問介護員等に、その同居の家族である利用者に対する介護予防訪問介護の提供をさせてはいないか。</p>	<p>都条例第112号第26条</p>	<ul style="list-style-type: none"> ・ 介護予防サービス計画書 ・ サービス提供記録
<p>20 利用者に関する区市町村への通知</p> <p>指定介護予防訪問介護事業者は、利用者が正当な理由なく、指定介護予防訪問介護の利用に関する指示に従わないことにより、要支援状態の程度を増進させ、若しくは要介護状態になったと認められる場合又は偽りその他不正の行為によって保険給付を受け、若しくは受けようとした場合は、遅滞なく、意見を付してその旨を区市町村に通知しているか。</p>	<p>都条例第112号第27条 施行要領第四の一 (第三の一の3の(16)参照)</p>	<ul style="list-style-type: none"> ・ 区市町村に送付した通知に係る記録
<p>21 緊急時等の対応</p> <p>訪問介護員等は、現に指定介護予防訪問介護の提供を行っているときに利用者に病状の急変が生じた場合その他必要な場合は、速やかに主治の医師への連絡を行う等の必要な措置を講じているか。</p>	<p>都条例第112号第28条 施行要領第四の一 (第三の一の3の(19)参照)</p>	<ul style="list-style-type: none"> ・ 運営規程 ・ 利用者に関する記録 ・ 訪問介護の記録

<p>22 衛生管理等</p>		
<p>(1) 指定介護予防訪問介護事業者は、訪問介護員等の清潔の保持及び健康状態について、必要な管理を行っているか。</p> <p>特に、指定介護予防訪問介護事業者は、訪問介護員等が感染源となることを予防し、また訪問介護員等を感染の危険から守るため、使い捨ての手袋等感染を予防するための備品等を備えるなど対策を講じているか。</p> <p>(2) 指定介護予防訪問介護事業者は、指定介護予防訪問介護事業所の設備及び備品等について、衛生的な管理に努めているか。</p>	<p>都条例第112号第29条第1項</p> <p>施行要領第四の一(第三の一の3の(20)参照)</p> <p>都条例第112号第2号</p>	<ul style="list-style-type: none"> ・ 洗濯の記録 ・ 支出関係の証拠書類 ・ 健康診断の記録 ・ 衛生マニュアル等
<p>23 掲示</p>		
<p>指定介護予防訪問介護事業者は、指定介護予防訪問介護事業所の見やすい場所に、運営規程の概要、訪問介護員等の勤務体制その他の利用申込者のサービスの選択に資すると認められる重要事項を掲示しているか。</p>	<p>都条例第112号第30条</p>	
<p>24 秘密保持等</p>		
<p>(1) 指定介護予防訪問介護事業所の従業者は、正当な理由なく、その業務上知り得た利用者又はその家族の秘密を漏らしていないか。</p>	<p>都条例第112号第31条第1項</p> <p>施行要領第四の一(第三の一の3の(21)の①参照)</p>	
<p>(2) 指定介護予防訪問介護事業者は、従業者であった者が、正当な理由なく、その業務上知り得た利用者又はその家族の秘密を漏らすことがないように、必要な措置を講じているか。</p>	<p>都条例第112号第31条第2項</p> <p>施行要領第四の一(第三の一の3の(21)の②参照)</p>	<ul style="list-style-type: none"> ・ 就業時の取り決め等の記録
<p>(3) 指定介護予防訪問介護事業者は、サービス担当者会議等にお</p>	<p>都条例第112号第31</p>	<ul style="list-style-type: none"> ・ 利用者の同意書

<p>いて、利用者の個人情報を用いる場合は当該利用者の同意を、利用者の家族の個人情報を用いる場合にあつては当該家族の同意を、あらかじめ文書により得ているか。</p>	<p>条第3項 施行要領第四の一 (第三の一の3の(21) の③参照)</p>	<ul style="list-style-type: none"> ・実際に使用された文書等(会議資料等)
<p>25 広告</p> <p>指定介護予防訪問介護事業者は、指定介護予防訪問介護事業所について広告をする場合においては、その内容が虚偽又は誇大なものとなっていないか。</p>	<p>都条例第112号第32条</p>	<ul style="list-style-type: none"> ・パンフレット等 ・ポスター等 ・広告
<p>26 介護予防支援事業者に対する利益供与の禁止</p> <p>指定介護予防訪問介護事業者は、介護予防支援事業者又はその従業者に対し、利用者に対して特定の事業者によるサービスを利用させることの対償として、金品その他の財産上の利益を供与していないか。</p>	<p>都条例第112号第33条 施行要領第四の一 (第三の一の3の(22) 参照)</p>	
<p>27 苦情処理</p> <p>(1) 指定介護予防訪問介護事業者は、利用者及びその家族からの苦情に迅速かつ適切に対応するために、苦情を受け付けるための窓口の設置その他の必要な措置を講じているか。</p> <p>具体的には、相談窓口、苦情処理の体制及び手順等当該事業所における苦情を処理するために講ずる措置の概要について明らかにし、利用申込者又はその家族にサービスの内容を説明する文書に苦情に対する措置の概要についても併せて記載するとともに、事業所に掲示すること等を行っているか。</p> <p>(2) 指定介護予防訪問介護事業者は、(1)の苦情を受け付けた場合には、当該苦情の内容等を記録しているか。</p>	<p>都条例第112号第34条第1項 施行要領第四の一 (第三の一の3の(23) の①参照)</p> <p>都条例第112号第34条第2項 施行要領第四の一 (第三の一の3の(23))</p>	<ul style="list-style-type: none"> ・運営規程 ・掲示物 ・指定申請書の写 ・苦情に関する記録

<p>(3) 指定介護予防訪問介護事業者は、苦情がサービスの質の向上を図る上での重要な情報であるとの認識に立ち、苦情の内容を踏まえ、サービスの質の向上に向けた取組を自ら行っているか。</p>	<p>の②参照) 施行要領第四の一 (第三の一の3の(23) の②参照)</p>	<ul style="list-style-type: none"> ・ 指導等に関する記録 ・ 改善の内容の記録
<p>(4) 指定介護予防訪問介護事業者は、提供した指定介護予防訪問介護に関し、法第 23 条の規定により区市町村が行う文書その他の物件の提出若しくは提示の求め又は当該区市町村の職員からの質問若しくは照会に応じるとともに、利用者からの苦情に関して区市町村が行う調査に協力し、区市町村から指導又は助言を受けた場合においては、当該指導又は助言に従って必要な改善を行っているか。</p>	<p>都条例第112号第34 条第3項 施行要領第四の一 (第三の一の3の(23) の③参照)</p>	<ul style="list-style-type: none"> ・ 市町村への通知に係る記録 ・ 関係書類（苦情処理等、改善状況報告等）
<p>(5) 指定介護予防訪問介護事業者は、区市町村からの求めがあった場合には、(4)の改善の内容を区市町村に報告しているか。</p>	<p>同上</p>	<ul style="list-style-type: none"> ・ 市町村への通知に係る記録 ・ 関係書類（苦情処理等、改善状況報告等）
<p>(6) 指定介護予防訪問介護事業者は、提供した指定介護予防訪問介護に係る利用者からの苦情に関して国民健康保険団体連合会が行う法第 176 条第 1 項第 3 号の調査に協力するとともに、国民健康保険団体連合会から同号の指導又は助言を受けた場合においては、当該指導又は助言に従って必要な改善を行っているか。</p>	<p>都条例第112号第34 条第4項</p>	<ul style="list-style-type: none"> ・ 国民健康保険団体連合会への通知に係る記録 ・ 関係書類（苦情処理等、改善状況報告等）
<p>(7) 指定介護予防訪問介護事業者は、国民健康保険団体連合会からの求めがあった場合には、(6)の改善の内容を国民健康保険団体連合会に報告しているか。</p>	<p>同上</p>	<ul style="list-style-type: none"> ・ 国民健康保険団体連合会への通知に係る記録 ・ 関係書類（苦情処理等、改善状況報告等）
<p>28 地域との連携</p>		

<p>指定介護予防訪問介護事業者は、その事業の運営に当たっては、区市町村が実施する社会福祉に関する事業に協力するよう努めているか。</p>	<p>都条例第112号第35条 施行要領第四の一 (第三の一の3の(24) 参照)</p>	
<p>29 事故発生時の対応</p>		
<p>(1) 指定介護予防訪問介護事業者は、利用者に対する指定介護予防訪問介護の提供により事故が発生した場合は、速やかに区市町村、当該利用者の家族、当該利用者に係る介護予防支援事業者等に連絡を行うとともに、当該事故の状況及び処置についての記録その他必要な措置を講じているか。</p>	<p>都条例第112号第36条第1項 施行要領第四の一 (第三の一の3の(25) 参照)</p>	<ul style="list-style-type: none"> ・ 連絡マニュアル類 ・ 事故発生時対応記録等 ・ 市町村への通知に係る記録
<p>(2) 指定介護予防訪問介護事業者は、利用者に対する指定介護予防訪問介護の提供により賠償すべき事故が発生した場合は、速やかに損害賠償を行っているか。</p>	<p>都条例第112号第36条第2項</p>	<ul style="list-style-type: none"> ・ 事故発生時対応記録等
<p>(3) 指定介護予防訪問介護事業者は、事故が生じた際にはその原因を解明し、再発生を防ぐための対策を講じているか。</p>	<p>施行要領第四の一 (第三の一の3の(25) 参照)</p>	<ul style="list-style-type: none"> ・ 損害賠償を行った記録
<p>30 会計の区分</p>		
<p>指定介護予防訪問介護事業者は、指定介護予防訪問介護事業所ごとに経理を区分するとともに、指定訪問介護の事業の会計とその他の事業の会計を区分しているか。</p>	<p>都条例第112号第37条 施行要領第四の一 (第三の一の3の(26) 参照)</p>	<ul style="list-style-type: none"> ・ 会計関係書類
<p>31 記録の整備</p>		
<p>(1) 指定介護予防訪問介護事業者は、従業者、設備、備品及び会計に関する諸記録を整備しているか。</p>	<p>都条例第112号第38条第1項</p>	<ul style="list-style-type: none"> ・ 職員名簿、設備台帳 ・ 備品台帳、会計関係書類

	<p>(2) 指定介護予防訪問介護事業者は、利用者に対する指定介護予防訪問介護の提供に関する次に掲げる記録を整備し、その完了の日から2年間保存しているか。</p> <p>①介護予防訪問介護計画</p> <p>②条例第23条第2項に規定する提供した具体的なサービスの内容等の記録</p> <p>③条例第27条に規定する区市町村への通知に係る記録</p> <p>④条例第34条第2項に規定する苦情の内容等の記録</p> <p>⑤基準第36条第1項に規定する事故の状況及び事故に際して採った処置についての記録</p>	<p>都条例第112号第38条第2項</p>	<ul style="list-style-type: none"> ・各種保存書類 ・介護予防訪問介護計画書 ・サービス提供証明書 ・市町村、国民健康保険団体連合会への通知に係る記録 ・苦情に関する記録 ・事故発生時対応記録等 ・損害賠償を行った記録
<p>第5 介護予防のための効果的な支援の方法に関する基準</p>	<p>1 指定介護予防訪問介護の基本取扱方針</p> <p>(1) 指定介護予防訪問介護は、利用者の介護予防に資するよう、その目標を設定し、計画的に行われているか。</p> <p>(2) 指定介護予防訪問介護事業者は、自らその提供する指定介護予防訪問介護の質の評価を行い、常に改善を図っているか。</p> <p>(3) 指定介護予防訪問介護事業者は、指定介護予防訪問介護の提供に当たり、利用者ができる限り要介護状態とならずに自立した日常生活を営むことができるよう支援することを目的として指定介護予防訪問介護を行わなければならない。</p> <p>(4) 指定介護予防訪問介護事業者は、利用者がその有する能力を最大限活用することができるような方法による指定介護予防訪問介護の提供に努めているか。</p> <p>(5) 指定介護予防訪問介護事業者は、指定介護予防訪問介護の提供に当たっては、利用者との意思の疎通を十分に図ることその他の方法により、利用者の主体的な事業への参加を働きかける</p>	<p>都条例第112号第39条第1項</p> <p>都条例第112号第39条第2項</p> <p>都条例第112号第39条第3項</p> <p>都条例第112号第39条第4項</p> <p>都条例第112号第39条第5項</p>	<ul style="list-style-type: none"> ・介護予防支援経過記録 ・介護予防訪問介護計画書 ・サービス担当者会議の要点 ・サービス担当者に対する照会(依頼)内容 ・モニタリング、アセスメントを実施した記録 ・利用者に関する記録

<p>よう努めているか。</p>		
<p>2 指定介護予防訪問介護の具体的取扱方針</p>		
<p>訪問介護員等の行う指定介護予防訪問介護の方針は、条例第112号第4条に規定する基本方針及び条例第112号第39条に規定する基本取扱方針に基づき、次に掲げるところによるものとする。</p>		
<p>(1) 主治の医師又は歯科医師からの情報伝達、サービス担当者会議を通じること等の方法により、利用者の心身の状況、その置、置かれている環境等日常生活全般の状況を把握しているか。</p>	<p>都条例第112号第40条第1号 施行要領第四の三の1の(1)の①</p>	<ul style="list-style-type: none"> ・ サービス担当者会議の要点 ・ 主治医の医師又は歯科医師、サービス担当者に対する照会(依頼)内容 ・ 介護予防訪問介護計画書
<p>(2) サービス提供責任者は、(1)に規定する利用者の日常生活全般の状況及び利用者の希望を踏まえて、指定介護予防訪問介護の目標、当該目標を達成するための具体的な内容、提供を行う期間等を記載した介護予防訪問介護計画を作成しているか。</p>	<p>都条例第112号第40条第2号 施行要領第四の三の1の(1)の①</p>	
<p>(3) 介護予防訪問介護計画は、既に介護予防サービス計画が作成されている場合は、当該計画の内容に沿って作成しているか。</p>	<p>都条例第112号第40条第2号 施行要領第四の三の1の(1)の②</p>	<ul style="list-style-type: none"> ・ 介護予防訪問介護計画書 ・ 介護予防サービス計画 ・ 介護予防訪問介護計画書
<p>(4) サービス提供責任者は、介護予防訪問介護計画の作成に当たっては、当該介護予防訪問介護計画の内容について利用者又はその家族に対して説明し、当該利用者の同意を得ているか。</p>	<p>都条例第112号第40条第3号 施行要領第四の三の1の(1)の③</p>	<ul style="list-style-type: none"> ・ 介護予防訪問介護計画書
<p>(5) サービス提供責任者は、介護予防訪問介護計画を作成した際には、当該介護予防訪問介護計画を利用者に交付しているか。</p>	<p>都条例第112号第40条第4号 施行要領第四の三の1の(1)の③</p>	<ul style="list-style-type: none"> ・ 介護予防訪問介護計画書

<p>(6) 介護予防訪問介護計画に基づき、利用者が日常生活を営むのに必要な支援を行うとともに、利用者又はその家族に対し、指定介護予防訪問介護の提供方法等について説明を行っているか。</p>	<p>都条例第112号第40条第5号 施行要領第四の三の1の(1)の③</p>	<p>・使用しているパンフレット等</p>
<p>(7) 介護技術の進歩に対応し、適切な介護技術をもって指定介護予防訪問介護の提供を行っているか。</p>	<p>都条例第112号第40条第6号 施行要領第四の三の1の(1)の④</p>	<p>・職場内研修等の実施記録</p>
<p>(8) サービス提供責任者は、介護予防訪問介護計画に基づく指定介護予防訪問介護の提供を開始した時から、少なくとも1月に1回、当該介護予防訪問介護計画に係る利用者の状態、指定介護予防訪問介護の提供状況等について、介護予防サービス計画を作成した指定介護予防支援事業者に報告するとともに、当該介護予防訪問介護計画に記載した指定介護予防訪問介護の提供を行う期間が終了するまでに、少なくとも1回、当該介護予防訪問介護計画の実施状況の把握（モニタリング）を行っているか。</p>	<p>都条例第112号第40条第7号 施行要領第四の三の1の(1)の⑤</p>	<p>・介護予防支援経過記録 ・利用者に関する記録 ・モニタリングの記録</p>
<p>(9) サービス提供責任者は、モニタリングの結果を記録を行い、当該記録を当該指定介護予防訪問介護の提供に係る介護予防サービス計画を作成した指定介護予防支援事業者に報告しているか。</p>	<p>都条例第112号第40条第8号 施行要領第四の三の1の(1)の⑤</p>	<p>・モニタリングの記録</p>
<p>(10) サービス提供責任者は、モニタリングの結果を踏まえ、必要に応じて介護予防訪問介護計画の変更を行っているか。</p>	<p>都条例第112号第40条第9号 施行要領第四の三の1の(1)の⑤</p>	<p>・モニタリング、アセスメントの記録 ・介護予防訪問介護計画書</p>
<p>3 指定介護予防訪問介護の提供に当たっての留意点</p>		

	<p>指定介護予防訪問介護事業者は、介護予防の効果を最大限に高める観点から、介護予防支援におけるアセスメントにおいて把握された課題、指定介護予防訪問介護の提供による当該課題に係る改善状況等を踏まえ、効率的かつ柔軟なサービスの提供に努めるとともに、自立支援の観点から、利用者が可能な限り、自ら家事等を行うことができるよう配慮し、利用者の家族、地域の住民による自主的な取組等による支援、他の福祉サービスの利用の可能性について考慮しているか。</p>	<p>都条例第112号第41条</p>	<ul style="list-style-type: none"> ・アセスメントの記録 ・介護予防訪問介護計画書
<p>第6 変更の届出等</p>	<p>1 変更の届出等</p> <p>(1) 指定介護予防訪問介護事業者は、当該指定に係る事業所の名称及び所在地その他厚生労働省令で定める事項に変更があったとき、又は休止した当該サービスの事業を再開したときは、厚生労働省令で定めるところにより、十日以内に、その旨を都道府県知事に届け出ているか。</p> <p>(2) 指定介護予防訪問介護事業者は、当該事業を廃止し、又は休止しようとするときは、厚生労働省令で定めるところにより、その廃止又は休止の日の一月前までに、その旨を都道府県知事に届け出ているか。</p>	<p>法第115条の5第1項</p> <p>法第115条の5第2項</p>	<ul style="list-style-type: none"> ・届出書類の控 ・定款 ・寄附行為等及びその登記簿の謄本又は条例等 ・事業所の平面図 ・運営規程、職員名簿
<p>第7 介護給付費の算定及び取扱いに関すること</p>	<p>1 基本的事項</p> <p>(1) 指定介護予防サービスに要する費用の額は、次に掲げる平成18年厚生労働省告示第127号の別表「指定介護予防サービス介護給付費単位数表」により算定されているか。</p> <p>ただし、指定訪問介護事業者が指定訪問介護事業所毎に所定単位数より低い単位数を設定する旨を、都道府県</p>	<p>法第53条第2項</p> <p>平18厚労告第127号の一</p> <p>平12老企第39号</p>	<ul style="list-style-type: none"> ・介護予防訪問介護計画書 ・介護給付管理表 ・介護給付費請求書 ・介護給付明細書 ・サービス提供票・別票

<p>に事前に届出を行った場合は、この限りではない。</p> <p>(2) 指定介護予防サービスに要する費用の額は、平成12年厚生省告示第22号の「厚生労働大臣が定める1単位の単価」に、別表に定める単位数を乗じて算定されているか。</p> <p>(3) 1単位の単価に単位数を乗じて得た額に1円未満の端数があるときは、その端数金額は切り捨てて計算しているか。</p>	<p>平18厚労告第127号の二</p> <p>平18厚労告第127号の三</p>	<p>・サービス提供証明書「介護予防訪問介護サービスコード票」参照</p>
<p>2 介護予防訪問介護の支給区分</p>		
<p>利用者に対して、指定介護予防訪問介護事業所の訪問介護員等が、指定介護予防訪問介護を行った場合について、次に掲げる区分に応じ、それぞれ所定単位数を算定しているか。</p>	<p>平18厚労告第127号別表の1のイからハまでの注1</p>	<p>・同上</p>
<p>イ 介護予防訪問介護費（Ⅰ） 1,220 単位</p> <p>・介護予防サービス計画において、1週間に1回程度の指定介護予防訪問介護が必要とされた者</p>		<p>・同上</p>
<p>ロ 介護予防訪問介護費（Ⅱ） 2,440 単位</p> <p>・介護予防サービス計画において、1週間に2回程度の指定介護予防訪問介護が必要とされた者</p>		<p>・同上</p>
<p>ハ 介護予防訪問介護費（Ⅲ） 3,870 単位</p> <p>・介護予防サービス計画において、ロに掲げる回数を超えて指定介護予防訪問介護が必要とされた者</p>		<p>・同上</p>
<p>3 介護職員初任者研修課程修了者であるサービス提供責任者配置の取扱い</p>		
<p>(1) 介護職員初任者研修課程修了者であるサービス提供責任者を配置している指定訪問介護事業者は、所定単位数の100分の90に相当する単位数を算定しているか。</p>	<p>平18厚労告第127号別表の1のイからハまでの注2</p> <p>平12厚告25号の一</p>	<p>・同上</p>
<p>(2) 介護職員初任者研修課程修了者であるサービス提供責任者</p>	<p>平18老計発第</p>	<p>・同上</p>

<p>を配置する事業者は、早期にこれらの者に介護福祉士の資格取得等をさせるよう努めているか。</p>	<p>0317001号、老振発第0317001号、老老発第0317001号の第二の2の(3)</p>	
<p>4 事業所と同一の建物に居住する利用者に対する取扱い</p> <p>当該指定介護予防訪問介護事業所の所在する建物と同一の建物（養護老人ホーム、軽費老人ホーム、有料老人ホーム、サービス付き高齢者向け住宅、旧高齢者専用賃貸住宅）に居住する利用者に対し、指定介護予防訪問介護を行った場合は、所定単位数の100分の90に相当する単位数を算定しているか。</p> <p>（この場合、前年度の1月当たりの実利用者のうち当該訪問介護事業所と同一の建物に居住する者が30人以上の指定介護予防訪問介護事業所であること。）</p>	<p>平18厚労告第127号別表の1のイからハまでの注3</p>	<p>・ 同上</p>
<p>5 特別地域介護予防訪問介護加算</p> <p>平成12年厚生省告示第24号（別に厚生労働大臣が定める地域）に所在する指定介護予防訪問介護事業所又はその一部として使用される事務所の訪問介護員等が指定介護予防訪問介護を行った場合は、特別地域介護予防訪問介護加算として、1月につき所定単位数100分の15に相当する単位数を所定単位数に加算しているか。</p>	<p>平18厚労告第127号別表の1のイからハまでの注4</p>	<p>・ 同上</p>
<p>6 中山間地域等における小規模事業所の評価</p> <p>別に厚生労働大臣が定める地域に所在し、別に厚生労働大臣が定める施設基準（1月当たり利用者数が5人以下）に適合する指定介護予防訪問介護事業所又はその一部として使用される事務所の訪問介護員等が指定介護予防訪問介護を行った場</p>	<p>平18厚労告第127号別表の1のイからハまでの注5 平12厚告26の五十九</p>	<p>・ 同上</p>

<p>合は、1月につき所定単位数100分の10に相当する単位数を所定単位数に加算しているか。</p>		
<p>7 中山間地域等に居住する者にサービスを提供した事業所への評価</p>		
<p>指定介護予防訪問介護事業所の訪問介護員等が、別に厚生労働大臣が定める地域（中山間地域等）に居住している利用者に対して、通常の事業の実施地域を越えて、指定介護予防訪問介護を行った場合は、1月につき所定単位数100分の5に相当する単位数を所定単位数に加算しているか。</p>	<p>平18厚労告第127号 別表の1のイからハ までの注6</p>	<p>・ 同上</p>
<p>8 サービス種類相互の算定関係</p>		
<p>(1) 利用者が介護予防特定施設入居者生活介護又は介護予防小規模多機能型居宅介護若しくは介護予防認知症対応型共同生活介護を受けている間は、介護予防訪問介護費は、算定していないか。</p>	<p>平18厚労告第127号 別表の1のイからハ までの注7</p>	<p>・ 同上</p>
<p>(2) 利用者が一定の指定介護予防訪問介護事業所において指定介護予防訪問介護を受けている間は、当該指定介護予防訪問介護事業所以外の指定介護予防訪問介護事業所が指定介護予防訪問介護を行った場合に、介護予防訪問介護費は、算定していないか。</p>	<p>平18厚労告第127号 別表の1のイからハ までの注8</p>	<p>・ 同上</p>
<p>9 初回加算</p>		
<p>新規に介護予防訪問介護計画を作成した利用者に対して、サービス提供責任者が初回若しくは初回の介護予防訪問介護を行った日の属する月に介護予防訪問介護を行った場合、又は当該介護予防訪問介護事業所のその他の訪問介護員等が初回若しくは初回の訪問介護を行った日の属する月に訪問介護を行った際に</p>	<p>平18厚労告第127号 別表 1 のニの注</p>	<p>・ 同上</p>

<p>同行した場合について、加算を行っているか。</p>		
<p>10 生活機能向上連携加算</p> <p>利用者に対して、指定介護予防訪問リハビリテーション事業所の理学療法士、作業療法士又は言語聴覚士（以下この10の規定において「理学療法士等」という。）が、指定介護予防訪問リハビリテーションを行った際にサービス提供責任者が同行し、当該理学療法士等と利用者の身体の状態等の評価を共同して行い、かつ、生活機能の向上を目的とした介護予防訪問介護計画を作成した場合であって、当該理学療法士等と連携し、当該介護予防訪問介護計画に基づく指定介護予防訪問介護を行ったときは、初回の当該指定介護予防訪問介護が行われた日の属する月以降3月の間、1月につき所定単位数を加算しているか。</p>	<p>平18厚労告第127号 別表1のホの注</p>	<p>・ 同上</p>
<p>11 介護職員処遇改善加算</p> <p>別に厚生労働大臣が定める基準に適合している介護職員の賃金の改善等を実施しているものとして都道府県知事に届け出た指定介護予防訪問介護事業所が、利用者に対し、指定介護予防訪問介護を行った場合には、当該基準に掲げる区分に従い、平成27年3月31日までの間、次に掲げる単位数を所定単位数に加算しているか。ただし、次に掲げるいずれかの加算を算定している場合においては、次に掲げるその他の加算は算定しない。</p> <p>(1) 介護職員処遇改善加算（Ⅰ） 上記3から10までにより算定した単位数の1000分の40に相当する単位数</p> <p>(2) 介護職員処遇改善加算（Ⅱ） (1)により算定した単位数の100分の90に相当する単位数</p> <p>(3) 介護職員処遇改善加算（Ⅲ） (1)により算定した単位数の100分の80に相当する単位数</p>	<p>平18厚労告第127号 別表1のへの注</p>	<p>・ 介護職員処遇改善計画書 ・ 給与明細等</p>

<p>※別に厚生労働大臣が定める基準</p> <p>イ 介護職員処遇改善加算（Ⅰ）</p> <p>次に掲げる基準のいずれにも適合すること。</p> <p>(1) 介護職員の賃金（退職手当を除く。）の改善（以下「賃金改善」という。）に要する費用の見込額が、介護職員処遇改善加算の算定見込額を上回る賃金改善に関する計画を策定し、当該計画に基づき適切な措置を講じていること。</p> <p>(2) 当該指定訪問入浴介護事業所において、(1)の賃金改善に関する計画並びに当該計画に係る実施期間及び実施方法その他の介護職員の処遇改善の計画等を記載した介護職員処遇改善計画書を作成し、全ての介護職員に周知し、都道府県知事に届け出ていること。</p> <p>(3) 介護職員処遇改善加算の算定額に相当する賃金改善を実施すること。</p> <p>(4) 当該指定訪問入浴介護事業所において、事業年度ごとに介護職員の処遇改善に関する実績を都道府県知事に報告すること。</p> <p>(5) 算定日が属する月の前十二月間において、労働基準法、労働者災害補償保険法、最低賃金法、労働安全衛生法、雇用保険法その他の労働に関する法令に違反し、罰金以上の刑に処せられていないこと。</p> <p>(6) 当該指定訪問入浴介護事業所において、労働保険料（労働保険の保険料の徴収等に関する法律第十条第二項に規定する労働保険料をいう。）の納付が適正に行われていること。</p> <p>(7) 次に掲げる基準のいずれかの基準に適合すること。</p> <p>① 次に掲げる要件の全てに適合すること。</p>	<p>平12厚告25の七十五</p>
--------------------------------------------------------------------------------------------------------------------------------------------------------------------------------------------------------------------------------------------------------------------------------------------------------------------------------------------------------------------------------------------------------------------------------------------------------------------------------------------------------------------------------------------------------------------------------------------------------------------------------------------------------------------------------------------------------------	--------------------

- a 介護職員の任用の際における職責又は職務内容等の要件（介護職員の賃金に関するものを含む。）を定めていること。
 - b aの要件について書面をもって作成し、全ての介護職員に周知していること。
- ② 次に掲げる要件の全てに適合すること。
- a 介護職員の資質の向上の支援に関する計画を策定し、当該計画に係る研修の実施又は研修の機会を確保していること。
 - b aについて、全ての介護職員に周知していること。
- (8) 平成二十年十月から(2)の届出の日の属する月の前月までに実施した介護職員の処遇改善の内容（賃金改善に関するものを除く。）及び当該介護職員の処遇改善に要した費用を全ての介護職員に周知していること。
- ロ 介護職員処遇改善加算（Ⅱ）イ(1)から(6)までに掲げる基準のいずれにも適合し、かつ、イ（7）又は（8）に掲げる基準のいずれかに適合すること。
 - ハ 介護職員処遇改善加算（Ⅲ）イ(1)から（6）までに掲げる基準のいずれにも適合すること。